

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」及び 「独立行政法人整理合理化計画」の措置状況について 【日本貿易振興機構】

○独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（H22. 12. 7 閣議決定）関係

（様式 1）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」（各法人横断的に取り組むべき事項を記載）の取組状況を記載したもの。

（様式 2）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「各独立行政法人について講ずべき措置」（個別法人ごとに取り組むべき事項を記載）についての取組状況を記載したもの。

○独立行政法人整理合理化計画（H19. 12. 24 閣議決定）関係

（様式 3）独立行政法人整理合理化計画の「各独立行政法人について講ずべき措置」のうち、平成 21 年 12 月に同閣議決定が凍結された際に引き続き取り組むこととされた①随意契約の見直し、②保有資産の見直し、③その他各省が進めると判断した事項の取組状況を記載したもの。

※ 1 様式 2 の「措置状況」の記号については、それぞれ、1a：実施期限までに実施済み、1b：実施期限よりも遅れたが実施済み、2a：実施中、2b：実施期限よりも遅れており未だ実施中、3：その他（実施時期が未到来）を示している。また、様式 3 の「措置状況」の番号は、1：実施済み、2：実施中、3：その他（実施時期が未到来等）を示している。いずれも 11 月 5 日現在の所管省庁の提出資料による。

※ 2 様式 2 で灰色になっているものは、平成 24 年のフォローアップまでに「措置済み（1a又は1b）」とされていた事項。

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	経済産業省
法人名	日本貿易振興機構

(平成25年7月1日現在)

(注)「独立行政法人改革に関する中間とりまとめ」(平成25年6月5日独立行政法人改革に関する有識者懇談会)等を踏まえ、御意見等がある場合は「具体的な見直し状況等」の欄に赤字で記載して下さい。

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
<p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p>	<p>○ 第二期中期計画期間(19年度～22年度)の剰余金について、経済産業大臣の承認を得て繰り越す額を除き、全額を国庫に返納した。</p> <p>○ JETRO会館を24年2月13日に現物にて国庫返納済。 (21年度末の簿価 土地:174,000千円、建物:21,087千円)</p> <p>○ 閉鎖した職員宿舎のうち、江戸川台宿舎については、東日本大震災被災者のための宿泊施設として流山市に無償で提供し、15世帯50名が入居中。流山市の要請に基づき、財務省および内閣官房行政改革推進室の了承を得た上で、上記宿泊施設としての提供期間を25年度末まで延長する。</p> <p>○ 西宮宿舎については24年2月20日に現物により国庫返納済。千里山宿舎については、売却の上、24年3月に国庫返納済。 (21年度末の簿価 【西宮宿舎】土地:97,100千円、建物:0円)、【千里山宿舎】土地:78,200千円、建物:0円</p>
<p>○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p>	<p>(一部再掲)</p> <p>○ JETRO会館を24年2月13日に現物にて国庫返納済。 (21年度末の簿価 土地:174,000千円、建物:21,087千円)</p> <p>○ 閉鎖した職員宿舎のうち、江戸川台宿舎については、東日本大震災被災者のための宿泊施設として流山市に無償で提供し、15世帯50名が入居中。流山市の要請に基づき、財務省および内閣官房行政改革推進室の了承を得た上で、上記宿泊施設としての提供期間を25年度末まで延長する。</p> <p>○ 西宮宿舎については24年2月20日に現物により国庫返納済。千里山宿舎については、売却の上、24年3月に国庫返納済。 (21年度末の簿価 【西宮宿舎】土地:97,100千円、建物:0円)、【千里山宿舎】土地:78,200千円、建物:0円</p>
<p>○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>○ 見直しを行い、現時点で対象となるものはない。</p>

2. 事務所等の見直し

○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。

○23年度は、先進国にあるパリ事務所やマドリード事務所の前物件より在外公館との近接化を図ったほか、約30%の事務所面積縮小と借館料約半減による経費削減を実現した。24年度もテヘラン、アムステルダム、サンフランシスコなどの海外事務所で事務所面積の約25%縮小により借館料を削減した。

○共用化については、NEDOが設置した「海外事務所共用化等検討委員会」に協力する形で、両独法のバンコク事務所、在欧州事務所の会議室の相互利用を23年9月に開始した。

○これまでの政府方針に基づき、国際協力機構、国際交流基金、国際観光振興機構および日本貿易振興機構(ジェトロ)の4法人間で、3人以上の海外事務所が設置されている16都市については、共用化・近接化に向けた取り組み、ワンストップサービスに係る業務連携の抜本的強化を個別具体的に進めるとの結論を得て、定期的に進捗状況をモニタリングするとともに経済産業省ほか関係機関と情報共有し、その成果をフォローアップする環境を整備した。

○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。

○東京事務所については真に必要なもののみ限定されている。

○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。

(再掲)

○23年度は、先進国にあるパリ事務所やマドリード事務所の前物件より在外公館との近接化を図ったほか、約30%の事務所面積縮小と借館料約半減による経費削減を実現した。24年度もテヘラン、アムステルダム、サンフランシスコなどの海外事務所で事務所面積の約25%縮小により借館料を削減した。

○共用化については、NEDOが設置した「海外事務所共用化等検討委員会」に協力する形で、両独法のバンコク事務所、在欧州事務所の会議室の相互利用を23年9月に開始した。

○これまでの政府方針に基づき、国際協力機構、国際交流基金、国際観光振興機構および日本貿易振興機構(ジェトロ)の4法人間で、3人以上の海外事務所が設置されている16都市については、共用化・近接化に向けた取り組み、ワンストップサービスに係る業務連携の抜本的強化を個別具体的に進めるとの結論を得て、定期的に進捗状況をモニタリングするとともに経済産業省ほか関係機関と情報共有し、その成果をフォローアップする環境を整備した。

このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。

<p>○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<p>(再掲) ○JETRO会館を24年2月13日に現物にて国庫返納済。 (21年度末の簿価 土地:174,000千円、建物:21,087千円)</p>
<p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>(一部再掲) ○閉鎖した職員宿舎のうち、江戸川台宿舎については、東日本大震災被災者のための宿泊施設として流山市に無償で提供し、15世帯50名が入居中。流山市の要請に基づき、財務省および内閣官房行政改革推進室の了承を得た上で、上記宿泊施設としての提供期間を25年度末まで延長する。 ○西宮宿舎については24年2月20日に現物により国庫返納済。千里山宿舎については、売却の上、24年3月に国庫返納済。 (21年度末の簿価 【西宮宿舎】土地:97,100千円、建物:0円)、【千里山宿舎】土地:78,200千円、建物:0円</p>
<p>3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>●外部有識者及び監事からなる契約監視委員会において随意契約の点検・見直しを行い、削減に努めている。 ●一者応札・応募の改善に向けては、国の基準である10日間を上回る2週間の公告期間の確保、調達見通しのウェブサイトでの公表、事業者が提案をするにあたり必要となる情報を適切に盛り込むなど仕様書の具体化、入札説明書は受領したが応札しなかった者へのヒアリング、機構の競争参加資格を有しなくても全省庁統一競争参加資格を有すれば入札に参加可能とする等の措置を取っている。 ●24年度の随意契約について、件数ベース、金額ベースのいずれも目標(件数12.1%、金額8.6%)を達成。 <22年度> (件数ベース) 一般競争入札等437件(88.6%)、競争性のない随意契約56件(11.4%) (金額ベース) 一般競争入札等3,899,923千円(89.5%)、競争性のない随意契約455,818千円(10.5%) <23年度> (件数ベース) 一般競争入札等355件(88.8%)、競争性のない随意契約45件(11.3%) (金額ベース) 一般競争入札等4,755,865千円(95.2%)、競争性のない随意契約237,722千円(4.8%) <24年度> (件数ベース) 一般競争入札等333件(88.3%)、競争性のない随意契約44件(11.7%) (金額ベース) 一般競争入札等4,459,091千円(94.7%)、競争性のない随意契約250,775千円(5.3%)</p>
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	

② 契約に係る情報の公開	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その使途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>●説明責任及び透明性確保の観点から、各年度の財務情報、業務実績、契約状況等をウェブサイトで公表している。</p> <p>●関連公益法人等は存在しない。</p> <p>●「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(23年6月3日付け内閣官房行政改革推進室長から各府省官房長あて事務連絡)に基づき、23年7月1日以降に入札公告掲載等調達手続を開始する案件について、該当する契約を締結した場合に、所要の情報をウェブサイトで公表することとした。24年度は1件の該当があり、ウェブサイトにて公表した。</p>
③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>●関連法人(特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等)がないため、該当なし。</p>
④ 調達の見直し	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p> <p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>●他法人との共同調達については該当なし。</p> <p>●該当なし。</p>
<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>●見本市・展示会情報総合ウェブサイト(J-messe)運営業務については、民間競争入札を経て23年度～25年度の3年間を契約期間として民間業者へ委託している。また、ビジネスライブラリー(東京・大阪)の運営業務及びアジア経済研究所図書館の運営業務について、24年度～26年度の3年間を契約期間とする入札を実施。ビジネスライブラリーは民間競争入札を経て運営業務を民間業者へ委託し、アジア経済研究所図書館については官民競争入札を経て、ジェトロが落札し運営に当たっている。</p> <p>●24年度中には、新規案件であるコンピュータシステム運用管理業務について民間競争入札を実施、25年5月～27年3月を契約期間として民間業者へ委託している。</p>
<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>○公共サービス改革プログラム(23年4月)等に沿った各府省の取り組みを踏まえつつ、随意契約や一者応募等の点検・見直しを引き続き実施し、一層の効率化を推進する。</p>

4. 人件費・管理運営の適正化

① 人件費の適正化

○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。

● 国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(24年法律第2号)に基づく国家公務員の給与見直しに関連して、役員報酬規程及び職員給与規程を改定し、国家公務員に準じた引き下げを実施した。

○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。
ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。

● 給与構造改革として、現給保障なしで役職員の俸給を平均で5.35%削減することとしており、これを18年度より段階的に実施してきた。賞与については、国家公務員と同じ支給月数としている。
● 25年度も本府省業務調整手当に相当する制度の導入見送り措置を継続する。
● 業務の性格上、国のような職員構成とすることになじまず限界があるが、特定部署における一般管理事務を行う一般職や常勤嘱託員の採用など、引き続き雇用形態の多様化を通じた職員構成の見直しを進める。
● 中期計画に掲げた業務を効率的かつ効果的に遂行するためには、本部、アジア経済研究所、貿易情報センター等拠点ネットワークを最大限に活用することが必要である。そのためには、各拠点における指揮命令及び責任の明確化を図ることが不可欠であり、管理職割合が国と比較して高くなる傾向にあるが、効率的かつ効果的な人員配置により管理職抑制に取り組んでいく。
● 対国家公務員指数は、各年齢階層別の人数、個別の昇給状況、人事異動(退職、海外異動等)の状況、公務員の平均給与の変動等の前提が複雑に影響するため一概に見込むことは難しいが、25年度の指数として次のとおり見込んでいる。なお、「法人給与等実態調査事務要領」に従い、24年度の年間給与総額は、23年度の人事院勧告に準じた給与改定を行ったことに伴い24年度中に実施した23年度分給与にかかる減額調整後の額としている。これにより、24年度の対国家公務員指数は、当該減額調整がないとした場合よりも低く算出されている。このことは、前年度比でみた次年度の同指数を引き上げる一因となるが、以下の見込みは、こうした影響を織り込んだものである。
・対国家公務員指数(見込み) : 121.4(前年度比±0.0)
・地域・学歴勘案(見込み) : 108.6(前年度比±0.0)
(参考) 東京・大卒及び院卒の25年度指数(見込み) : 105.0(前年度比±0.0)

イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。
ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。

○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。

● 理事長等役員、監事の報酬については、関連規程等をウェブサイトに掲載し、個人情報保護に留意しつつ、個別の額の公表を引き続き行う。

<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>●23年度の監事監査(24年6月26日公表、25年7月1日時点で公表されている最新版)における、給与水準に係る記載は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・23年度の人件費総額は、給与構造改革に加え、採用抑制、国内外事務所での人員配置の見直し等で、基準年度の17年度に比べ14.0%減となり、6%削減するという総人件費改革の目標を大きく上回る削減を行っている。 ・23年度のラスパイレース指数については、人事院勧告を踏まえた国家公務員とジェトロの給与改定時期の違いなどにより、123.8と前年度比0.9ポイントの増となった。 ・ラスパイレース指数の低減に向け、不断の取り組みを続けていくことが必要。 <p>●23年度経済産業省独立行政法人評価委員会評価結果(25年7月1日時点で公表されている最新版)における、給与水準に係る記載は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給与構造改革等の総人件費改革により、23年度総人件費は17年度比で14.0%減となり、目標の6%減を大幅に上回る削減を達成。さらに、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(24年3月施行)」に基づき、役職員の報酬を24年6月より引き下げ。 ・ラスパイレース指数(対国家公務員行政職(一))については、年齢階層別で123.8(+0.9)、地域別・学歴別で110.3(+1.3)と上昇するも、増加要因として、人事院勧告を踏まえた国家公務員の給与改定、ラスパイレース指数計算対象者数の減少の2点があげられることを踏まえれば、大きな問題とは認められないと評価。 ・給与水準に関しては、以下の理由からジェトロ職員の給与水準は国家公務員と比べて高い状況にあるところ。これに対して、優秀な人材が継続的に採用される観点から、現状の水準は適正と評価。 <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日系企業の現地でのビジネス環境改善に向けて相手国政府等との調整・交渉を行うため、語学力に秀でた、貿易投資に関する高度な知識を持つ専門性の高い人材を登用(職員のうち、大卒・院卒者が95.2%(国家公務員:52.6%)、職員の37.2%が特殊言語を習得したトリリンガル)。 ・在職地域が東京・大阪で71.1%(国家公務員:35.4%)と、国家公務員と比較して地域手当の支給率が高い都市部に集中している点、国家公務員と異なり雇用保障がない点、住居手当支給対象者の割合が19.7%と、国家公務員(15.0%)と比べて高い点等。
<p>② 管理運営の適正化</p>	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	<p>○運営費交付金については、第三期中期計画期間中(23年度～26年度)、一般管理費及び業務経費の合計について、毎年度平均で前年度比1.15%以上の効率化を図ることを目標としている。</p>
<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>●諸手当等については、引き続き国家公務員に準じたもの又はそれ以下としている。</p>
<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>●補助事業においては、個別事業ごとに所要経費について、単価・数量等の積算を作成した上で、予算要求を行っている。</p> <p>●事業実施時の予定価格の積算においては、適正化の観点から、公表されている市場価格等に基づき調達部門と異なる部門が算出している。</p>

<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>○「内部監査規程」に基づき、監査室が業務全般に係る定期的・恒常的な内部監査を実施。</p>
<p>5. 自己収入の拡大</p>	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>○22年度下半期に実施した展示会出展より、大企業には(補助ルールの異なる一部の補助金を除き)原則として出展料の100%負担を求めることとした。 ○23年度には、海外事務所を通じて行う海外ミニ調査について、大企業等の基本料金を2倍にするなど調査料の引き上げを実施した。</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	<p>●ジェトロは国際博覧会への日本館の出展業務を実施する際、経済産業省に協力する形で寄付金・協賛金を募っている。 ●24年度に開催された麗水国際博覧会の協賛金・寄附金は総額約270,000千円となった。</p>
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>●出版等の自己収入の拡大に向けた成果物の販路拡大の一環として、日経テレコン21やG-Searchなどの大手ニュース検索サービスにて、通商弘報およびジェトロセンサーの記事を販売。24年度の売上は前年度比11%増の9,020千円となった。 ●24年度には、有料の貿易実務オンライン講座について、企業ニーズを踏まえ中国輸出ビジネスを対象にした講座を新たに開講した。また「海外投資実務講座」、アジア経済研究所の「夏期公開講座」等の有料セミナーについて、開催都市を拡大し自己収入の拡大を図った。</p>
<p>6. 事業の審査、評価</p>	
<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>○引き続き、地域間の国際産業交流を支援する地域間交流支援事業(RIT事業)や途上国貿易開発事業(開発輸入企画実証事業)における案件の選定等において、外部の有識者を含めることで、選定プロセスの透明化を図る等の取り組みを実施している。 (名称)地域間交流支援事業(RIT事業)案件採択諮問会議 (導入時期)19年度 (評価者)公開を前提とした委嘱をしていないため、非公表 (対象事業名)地域間交流支援事業(RIT事業) (評価の具体的事例等) ・同事業の案件採択について、地域支援や中小企業支援に係る外部有識者4名を諮問委員とすることにより、案件選定・採択の妥当性、客観性を高めている。25年度の案件採択(24年度実施)のプロセスでは、同会議を経て、継続案件9件のうち9件(採択後1件辞退により8件を実施中)、新規案件3件のうち2件を採択した。 ・同プロセスを通じて得た、さらなる事業計画の磨き上げや実施体制の明確化等に関する具体的な指摘事項については、議事録で部内および国内外の該当事務所にフィードバックするとともに、応募者への採択通知の際に委員の指摘を踏まえた内容を付すなどして、業務遂行時に留意している。 ・有識者の見解等は、公開を前提とした委嘱によるものではないため、非公表としている。</p>

	<p>(名称)開発輸入企画実証事業(アフリカパートナーシップ促進支援事業)における評価最終決定会議 (導入時期)22年度 (評価者)公開を前提とした委嘱をしていないため、非公表 (対象事業名)開発輸入企画実証事業(アフリカパートナーシップ促進支援事業) (評価の具体的事例等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・TICADIVのフォローアップとして、開発途上国で現地産品を用いた製品の開発・改良を行い、日本へ輸入し、国内市場での販売を目指す日本企業を支援をする同事業の案件採択において、外部有識者2名を委員とした評価最終決定会議を行うことにより、支援の妥当性や支援対象候補の有用性(事業計画の妥当性や日本市場ニーズ、事業主の能力、現地への寄与等)についての有識者の見解等を踏まえている。25年度の案件採択のプロセスでは、評価最終決定会議を経て、27案件のうち6件を採択した(採択後1件辞退により5件を実施中)。 ・有識者の見解等は、公開を前提とした委嘱によるものではないため、非公表としている。
<p>○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● サービス利用者による役立ち度のアンケート等を通じた意見や、PDCAを目的に定期的に開催される経営幹部による委員会(アウトカム向上委員会)等を通じて、事業の継続やスクラップの検討をしている。 ● 説明責任の向上にむけた取り組みとして、各年度事業に係る年度計画や、前年度の業務実績報告等をウェブサイト上で公表している。例えば、各年度業務の実績、商談件数、役立ち度等に加えて、各事業の概要等をすべて公表している。 ● 経済産業省独立行政法人評価委員会における外部有識者による評価や、理事長の諮問機関である運営審議会における外部有識者からの業務運営の基本方針や事業計画等業務の実施方針等に関する助言については、事業実施過程に適切に反映させている。

No.	74	所管	経済産業省	法人名	日本貿易振興機構
-----	----	----	-------	-----	----------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 我が国中小企業等の国際ビジネス支援	国内事務所の徹底的な効率利用・連携促進	23年度中に実施	国内事務所は、自治体等と協議しつつ、中小企業基盤整備機構の地方事務所と同地域にある8か所の事務所について、共用化等施設の徹底的な効率利用・連携促進を図るとともに、集約も視野に入れた事務・事業の見直しの検討を行う。	2a	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き中小企業基盤整備機構の各地方本部との間で、セミナー開催等のための施設の相互利用を進めるとともに、地域の中小企業国際化に向けたセミナーを共催する例を重ねた。24年度は施設の共用化事例が51件（23年度：44件）、セミナー等の共催は49件（23年度：22件）で、ともに前年度を上回った。またセミナーのみならず、同機構に寄せられる各種経営相談のうち、海外展開に意欲をもっている企業に対し、ジェットロが海外展示会への出展支援、海外のバイヤー招へい等を実施し、有力バイヤーや代理店等との商談をアレンジするなど共同支援も行った。 中小企業基盤整備機構との間で、自治体と調整しつつ、地元企業等の利便性を向上させる地方事務所の機能的な統合に向けた調整を進め、24年8月には両法人の地方事務所の連携によりワンストップサービスを提供できるよう、海外展開支援に係る共催事業の実施、地元企業等に対する両機構の事業の紹介等を盛り込んだ合意書を締結した。 中小企業基盤整備機構とは、連携事業の実施状況把握や改善に向けた意見交換を目的とする会合を定期的に開催（24年度実績：7回）。 施設の集約化については、大阪本部の定期賃貸借契約が26年2月末に終了することに伴い、中小企業基盤整備機構の近畿本部とともに同一ビルに入居すべく、公募等の手続きを進めているところ。 	引き続き、定期的会合等において連携事業のレビューや改善に向けた意見交換をしながら、セミナー等の共催事例、共催施設共用化事例を着実に積み上げる。
	海外事務所の徹底的な効率利用・連携促進又は廃止	22年度中に実施	海外事務所は、それぞれの事務所の必要性について検証の上、在外公館、他法人との共用化等施設の徹底的な効率利用・連携促進を図る。また、政策的な役割が低下してきている事務所を廃止する。	1a	<ul style="list-style-type: none"> 海外事務所の効率利用・連携促進については、借館契約の更新に合わせて、経費削減効果の有無および利用者の利便性向上等を勘案し、在外公館ならびに他独法との近接化を図った。例えば、先進国にあるパリ事務所やマドリッド事務所では前物件よりも在外公館との近接化を図った。また、約3割の事務所面積縮小と借館料約半減による経費削減を実現した。さらに、震災復興支援の一環として、関係省庁、在外公館等と連携し、風評被害対策のため、日本経済の現状や原発に関する最新情報等の外国政府・産業界向け海外説明会を開催。加えて、正しい情報発信がなされるよう、欧米、アジア地域等から現地メディアの招へいにも取り組んでいる。 共用化については、NEDOが設置した「海外事務所共用化等検討委員会」に協力し、両独法のバンコクやパリ等の海外事務所において会議室の相互利用を23年9月より開始するとともに、第三期中期計画に沿って、他法人との連携促進や事務所の共用化等施設の効率的利用につき経済産業省と情報を共有しつつ、引き続き取り組む。 「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月20日閣議決定）に基づき、国際業務型法人である国際協力機構、国際交流基金、日本貿易振興機構及び国際観光振興機構については、海外事務所の機能的な統合について対応を行うこととされ、3法人以上の海外事務所が設置されている都市については、速やかに作業に着手し、本年度中に方向性について結論を得るとともに、その他についても、機能的な統合の在り方等について個々に検討を行い、24年夏までに結論を得ることとされた。主務省庁及び関係法人が参加する実務者会合における検討の結果として方向性を取りまとめ、「国際業務型独立行政法人の海外事務所の機能的な統合について」（平成24年3月30日）を公表。3法人以上の海外事務所が設置されている都市については、機能的な統合に向けた具体的な取組に着手。その他についても、実務者会合において機能的な統合のあり方等について検討中。 	措置済み
	事業規模の見直し	23年度から実施	平成22年4月の事業仕分け結果（事業規模の縮減）を踏まえ、経費の縮減等の措置を講じつつ、海外有力展示会への出展に係る中小企業への支援、ミッション派遣の際の相手国政府等との調整、海外市場動向を踏まえた輸出有望案件の発掘等、これまでに構築された内外のネットワークをいかした事業に重点化するとともに、国内事業者向けEPA制度の情報提供等、必要性の低下した事業を廃止し、事業規模を見直す。	2a	<ul style="list-style-type: none"> 「日本再興戦略」（25年6月14日閣議決定）等の政府決定を踏まえ、引き続き中小企業等の海外展開支援（ハンズオン支援等）や農林水産物・食品輸出支援等への重点化を実施する。一方で、23年度において、国内事業者向けEPA制度の情報提供の廃止（21,000千円減）や、日本国内のバイオ関連事業等の縮小を行った（5,000千円減）ほか、24年度には中小企業国際化支援ネットワーク事業（国内新規産業の海外における起業促進に係る事業）を縮小（37,000千円減）。25年度は、例えば、映画・映像分野における主要マーケットに注力するため上海国際映画祭フィルムマーケット事業を廃止（5,000千円減）したほか、年に複数回出展している展示会への出展回数の削減を検討。 	アウトカム向上委員会及び役員会を通じて、引き続き組織全体で各種事業の見直しに取組む。
	利用料金等の見直しによる自己収入の拡大	23年度から実施	国内外で提供している各種サービスについて、無償・有償の範囲の検討や利用料金等の見直しを行い、自己収入の拡大を図る。	2a	<ul style="list-style-type: none"> 22年度下半期に実施した展示会出展より、大企業には（補助ルールの異なる一部の補助金を除き）原則として出展料の100%負担を求めるとした。また、調査成果物・研究成果物の販路拡大の一環として、日経テレコン21やG-Searchなどの大手ニュース検索サービスに成果物を提供し、24年度の自己収入（売上）は前年比11%増の9,020千円となった。 23年7月には、海外事務所を通じて行う海外ミニ調査について、大企業等の基本料金を2倍にするなど調査料の引き上げを実施した。 24年12月には、有料の貿易実務オンライン講座について、企業ニーズを踏まえ中国輸出ビジネスを対象にした講座を新たに開講した。また「海外投資実務講座」、アジア経済研究所の「夏期公開講座」等の有料セミナーについて、開催都市を拡大し自己収入の拡大につなげた。 	引き続き、有料セミナー・コンテンツ販売などに加え、自治体等からの受託事業や会員の獲得など自己収入の拡大に取り組む。

02	対日投資拡大	対日投資ビジネスサポートセンター（IBSC）の縮減	23年度中に実施	対日投資ビジネスサポートセンター（IBSC）テンポラリーオフィスについて、企業の入居率が低いものがあることなどを踏まえ、その規模について見直し、効率化した上で、入居率が改善しないものは廃止する。	1a	平成23年度に、平成21年度以降のピーク時の利用状況等を踏まえて以下の規模の見直しを実施し、入居率の維持・向上を図った。 ・東京（32部屋→23部屋、平成23年10月）、横浜（4部屋→3部屋、平成24年1月）、名古屋（5部屋→4部屋、平成23年4月）、大阪（6部屋→5部屋、平成24年1月）。	措置済み
		対日投資ハンドブック発行事業の廃止	22年度中に実施	対日投資ハンドブック発行事業を廃止する。	1a	平成22年度をもって廃止。	措置済み
03	開発途上国との貿易取引拡大	国際的な合意又は我が国若しくは相手国政府の要請に基づくものは相手国政府の要請に基づくものへの特化	23年度中に実施	国際的な合意又は我が国若しくは相手国政府の要請に基づくもの（EPAIに基づき相手国に対して行う専門家派遣等産業協力事業、TICADIVのフォローアップ等）に特化し、それ以外の事業は原則として実施しないこととする。	1a	ASEAN・インド物流円滑化支援プログラム、南ア自動車裾野産業育成事業、ホーチミン（ベトナムIT）産業育成支援事業、メキシコ自動車裾野産業育成事業等を22年度中に廃止した。	措置済み
		ASEAN・インド物流円滑化支援事業の廃止	22年度中に実施	ASEAN・インド物流円滑化支援事業を廃止する。	1a	平成22年度をもって廃止。	措置済み
04	調査・研究等	アジア経済研究所の日本貿易振興機構との統合効果の検証	23年度中に実施	アジア地域等の調査業務については、アジア経済研究所と日本貿易振興機構の統合によるシナジー効果を検証しつつ、両者の業務の効率化を図る。	1a	検証の結果、平成23年度はシナジー効果が特に期待される取組として、アジア経済研究所の地域研究や計量分析のノウハウと、日本貿易振興機構が強みを持つ日本企業・現地日系企業のビジネス動向に係る情報を組み合わせた以下の取り組みを実施した。 ・FTA/EPA分野の調査・研究、地域調査・研究として、日中韓、EU韓国、東アジア、ブラジルに係るプロジェクト、ASEANにおけるFTA利用率に関する調査等を実施した。この結果、例えば、「東アジアにおける企業によるFTA利用の原因と結果」（研究プロジェクト）については、平成24年2月にタイの国家経済社会開発庁（日本の内閣府に相当）に対し、現地ビジネス環境の改善要求として同国政府への申し入れに活用される等、具体的な政策提言に結びついた。 ・研究業務への調査部門担当者からの情報提供や、調査部門の行う調査業務やセミナーへの研究者の協力等、機構本部とアジア経済研究所の間で、それぞれの持つ能力や専門性の相互活用を継続した。 ・東アジア経済統合に貢献する政策提言・政策研究を行う、国際機関ERIA（東アジア・ASEAN経済研究センター）を支援するための、機構本部とアジア経済研究所が連携して行う調査・研究を継続した。 ・出版業務における効率化策として、ウェブ上での販売の一部について統合を実施した。 上記の成果を踏まえ、平成24年度は、以下の取り組みを行う。 ・東アジア企業のグローバル活動に係る調査・研究や、EU韓国FTA発効の影響に係る調査・研究のフォローアップ、調査部門担当者と研究者の間の能力や専門性の相互活用、ERIA支援等を、引き続き連携して行う。 ・業務効率化の面では、出版倉庫の統合、販売管理システムの統合を進める。	措置済み

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
02	不要資産の国庫返納	敷金・保証金等	22年度及び23年度以降実施	敷金・保証金等（約353億円）を国庫納付する。	2a	・残額の74億円のうち（財）海外貿易開発協会（現（一財）海外産業人材育成協会（HIDA））への貸付金7億円については、24年8月に国庫納付済み。 ・残る大阪本部の借上保証金（67億円）については、預託先からの返還時期が26年3月であり、それ以前の返還に応じる契約上の義務がないところ。これを踏まえ、預託先が自主的に返還に応じるよう交渉を継続中。	引き続き早期返還に向けた交渉に取り組む。また、返還後は所定の手続きを経て迅速に国庫納付を行う。
		有価証券評価差額金	23年度中に実施	有価証券評価差額金（約6.2億円）を国庫納付する。	1a	有価証券評価差額金については、23年3月に国庫納付済み。	措置済み
		JETRO会館	23年度中に実施	JETRO会館を国庫納付する。	1a	平成24年2月13日に現物にて国庫返納済（21年度末の簿価 土地：174,000,000円、建物：21,086,818円）	措置済み
03	国内事務所の徹底的な効率利用・連携促進（再掲）	23年度中に実施	国内事務所は、自治体等と協議しつつ、中小企業基盤整備機構の地方事務所と同地域にある8か所の事務所について、共用化等施設の徹底的な効率利用・連携促進を図るとともに、集約も視野に入れた事務・事業の見直しの検討を行う。	2a	上記01に同じ。	上記01に同じ。	
09	事務所等の見直し	海外事務所の徹底的な効率利用・連携促進又は廃止（再掲）	22年度中に実施	海外事務所は、それぞれの事務所の必要性について検証の上、在外公館、他法人との共用化等施設の徹底的な効率利用・連携促進を図る。また、政策的な役割が低下してきている事務所を廃止する。	1a	上記01に同じ。	措置済み

10		職員宿舍の集約化、職員宿舍の自己負担割合の見直し	22年度中に実施	低い入居率等効率的利用が図られていない職員住宅を見直し、集約化を図る。また、職員宿舍の職員の自己負担率については、国家公務員の負担率に準じ、引上げを検討する。	1a	<ul style="list-style-type: none"> ・閉鎖した3住宅のうち、江戸川台住宅については、東日本大震災被災者のための宿泊施設として流山市に無償で提供し、19世帯61名が入居中。流山市の要請に基づき、上記宿泊施設としての提供期間を平成24年度末まで延長することとした。 ・西宮住宅については平成24年2月20日に現物により国庫返納済。千里山住宅については、売却の上、平成24年3月に金銭により国庫返納済。 （21年度末の簿価【千里山住宅】土地：78,200,000円、建物：0円、【西宮住宅】土地：97,100,000円、建物：0円） ・職員宿舍の自己負担率については、現時点で国家公務員と同水準となっている。 	措置済み
04	人件費の見直し	ラスパイレス指数の低減	22年度から実施	平成22年4月の事業仕分け結果（人件費の抜本的改革）を踏まえ、ラスパイレス指数を更に引き下げのため、賞与の引下げ等の措置を着実に実施するとともに、人件費全体の抑制を更に図る。	2a	<ul style="list-style-type: none"> ・給与構造改革として、現給保障なしで役職員の俸給を平均で5.35%削減することとしており、これを18年度より段階的に実施してきた。賞与については、国家公務員と同じ支給月数としている。 ・業務の性格上、国のような職員構成とすることになじまず限界があるが、特定部署における一般管理事務を行う一般職や常勤嘱託員の採用など、雇用形態の多様化を通じた職員構成の見直しを進めている。 ・中期計画に掲げた業務を効率的かつ効果的に遂行するためには、本部、アジア経済研究所、貿易情報センター等拠点ネットワークを最大限に活用することが必要である。そのためには、各拠点における指揮命令及び責任の明確化を図ることが不可欠であり、管理職割合が国と比較して高くなる傾向にあるが、効率的かつ効果的な人員配置により管理職抑制に取り組んでいく。 ・引き続き、本府省業務調整手当に相当する制度の導入見送り措置を継続する。 ・国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（24年法律第2号）に基づく国家公務員の給与見直しに関連して、役員報酬規程及び職員給与規程を改定し、国家公務員に準じた引き下げを実施した。 ・この結果、24年度のラスパイレス指数は、前年度比2.4ポイント減（121.4）、地域学歴勘案でみると1.7ポイント減（108.6）となった。 ・24年度の総人件費（従来の総人件費改革対象）支出実績は106.5億円で、6%削減を目標とした総人件費改革の基準年であった17年度に比べ約30.2億円の減（総務省の指定する補正計算後で△18.6%）となった。 	引き続き、特定部署における一般管理事務を行う一般職や常勤嘱託員の採用など、雇用形態の多様化を通じた職員構成の見直し等を進めていく。
05	人事管理の見直し	現役出向の見直し	22年度から実施	現役出向については、その必要性を検証し、適材適所を徹底する。	2a	<ul style="list-style-type: none"> ・現役出向については、個々の配置先の業務内容を精査した上で、現役出向の必要性、必要とされる資質等の検証を実施。24年度においても、一部先進国への現役出向を見直し、アジア・新興国への配置を強化した。 	引き続き、現役出向の必要性等を検証し、適材適所を徹底する。
06	業務運営の効率化等	管理費の見直し	22年度から実施	管理費を抜本的に見直し、縮減する。	2a	<ul style="list-style-type: none"> ・運営費交付金については、第三期中期計画期間中（23年度～26年度）、一般管理費及び業務経費の合計について、毎年度平均で前年度比1.15%以上の効率化を図ることとしている。 ・23年度は、一般管理費及び業務経費の合計で、前年度比約9%の効率化を達成。（一般管理費は前年度比約7%の効率化） ・海外事務所運営に係る経費のうち借館料については、借館契約の更新時に、経費削減効果の有無および利用者の利便性向上等を勘案している。例えば、テヘラン事務所（24年9月）、アムステルダム事務所（24年10月）、サンフランシスコ事務所（25年2月）では事務所面積の縮小により経費削減を実現した。また、東京本部から海外事務所向けの資料等の送付について、引き続き最低価格落札方式による一般競争入札を行い、経費縮減を行った。 	「第三期中期計画」は26年度が最終年度となるため、管理費の見直しについては、今後の「第四期中期計画」策定プロセスの中で関係省庁と相談しつつ検討を進める。

No.		所管	経済産業省	法人名	日本貿易振興機構
-----	--	----	-------	-----	----------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
1	運営の効率化及び自律化	FAZ支援センター（大阪りんくう）について、平成22年度内に売却する。	1	22年度（23年3月）に国庫納付済み。	
		職員宿舎について、平成22年度までに集約化を行う。	1	<p>○22年度までに西宮宿舎、千里山宿舎、江戸川台宿舎を閉鎖（21年9月：西宮、千里山、22年12月：江戸川台）。</p> <p>○西宮宿舎については24年2月20日に現物により国庫返納済。千里山宿舎については、売却の上、24年3月に国庫返納済。</p> <p>○江戸川台宿舎については、東日本大震災被災者のための宿泊施設として流山市に無償で提供し、15世帯50名が入居中（流山市の要請に基づき、財務省および行政改革推進本部事務局の了承を得た上で、上記宿泊施設としての提供期間を25年度末まで延長中）。</p>	24年4月3日行政改革実行本部決定「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」および24年12月14日行政改革担当大臣決定「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」の決定事項に基づき、今後5年を目処に、首都圏の宿舎（借上を含む）について全体の約3分の1を廃止する。